

# 東京外国語大学学部通則

〔平成 24 年 3 月 27 日〕  
規 則 第 1 9 号

改正 平成 27 年 1 月 14 日言語文化学部規則第 1 号 平成 27 年 1 月 14 日国際社会学部規則第 1 号  
平成 28 年 3 月 12 日言語文化学部規則第 1 号 平成 28 年 3 月 12 日国際社会学部規則第 1 号  
平成 28 年 7 月 20 日言語文化学部規則第 5 号 平成 28 年 7 月 20 日国際社会学部規則第 5 号  
平成 31 年 3 月 19 日規則第 46 号 令和 4 年 11 月 16 日言語文化学部規則第 2 号  
令和 4 年 11 月 16 日国際社会学部規則第 2 号 令和 4 年 11 月 16 日国際日本学部規則第 3 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則第 15 条第 4 項の規定に基づき、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）において必要な事項を定めるものとする。

## (履修手続)

第 2 条 授業科目の履修にあたっては、学期ごとに所定期間に履修手続を行うものとする。

2 同一学期の同一時限に 2 科目以上の履修手続を行った場合は、当該科目全てを無効とすることがある。

## (定期試験、臨時試験及び追試験)

第 3 条 定期試験は、各学期末に行う。ただし、集中講義の試験は、集中講義終了時に行う。

2 定期試験は、レポート等により代えることができる。

3 定期試験の日時、時間割その他必要な事項については、別に定める。

4 授業担当教員が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことができる。

5 病気・事故等特別の事情により定期試験を受けることができなかつた者に追試験を行うことがある。

## (不正行為)

第 4 条 前条に規定する試験において不正行為を行ったと認められる者については、同一学期又はその年度に受験した全ての科目の成績を不合格とする。

2 前項のほか、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第 47 条に定める懲戒を行うことがある。

## (単位の認定)

第 5 条 第 3 条に規定する試験の成績、学修状況その他学修の成果等を総合判定し、合格した者には、所定の単位を与える。

2 単位認定の時期は、学期末、学年末及び集中講義終了時とする。

3 単位認定の通知は、原則として秋学期開始前後又は学年末に行う。ただし、学部長が必要と認めるときは、この期間以外にも通知することがある。

4 点数により評価された成績の評語及び合否は、次表に掲げるとおりとする。

評語	成績	合否
S	100点～90点	合格
A+	89点～87点	
A	86点～83点	
A-	82点～80点	
B+	79点～77点	
B	76点～73点	
B-	72点～70点	
C+	69点～67点	
C	66点～63点	
C-	62点～60点	
F	59点～0点	不合格

5 前号の規定にかかわらず、学則第33条から第36条の規定に基づき認定される単位は、「認」と表記する。

6 既修得単位の取り消し及び評語の更新は、行わない。

7 成績の評価に関する必要な事項は、別に定める。

8 特別聴講学生の単位認定その他必要な事項については、別に定める。

(授業時間)

第6条 授業時間は、次表のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
8:30	10:10	12:40	14:20	16:00	17:40	19:20
～	～	～	～	～	～	～
10:00	11:40	14:10	15:50	17:30	19:10	20:50

2 集中講義及び補講の授業時間は、そのつど定める。

(卒業の期日)

第7条 卒業の期日は、春学期の始めに入学した者は3月末日、秋学期の始めに入学した者は9月末日とする。

2 前項にかかわらず、修業年限を超えて在籍し学則第44条に定める卒業の要件を満たした者は、春学期の始めに入学した者は9月末日、秋学期の始めに入学した者は3月末日を卒業の期日とすることができる。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、学部教授会のそれぞれにおいて出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成 27 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この通則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に在学する学生に係る成績の評語及び合否は、なお従前の例による。

附 則

この通則は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 4 年 11 月 16 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。